

## 代表者会議設置規程（事務局案）

## （趣旨）

第1条 大都市制度（特別区設置）協議会規約（以下「規約」という。）第7条第2項の規定に基づき、代表者会議の議事その他代表者会議の運営に関し必要な事項を定める。

## （役割）

第2条 代表者会議においては、会長による大都市制度（特別区設置）協議会（以下「協議会」という。）の事務の掌理に資するため、次に掲げる事項について、協議・調整する。

- （1）協議会の日程及び協議する項目
- （2）協議会の会議の時間
- （3）協議会における質疑の方法
- （4）その他会長が必要と認める事項

## （構成）

第3条 代表者会議は、会長及び各会派から推薦のあった委員4人の計5人をもって構成する。

2 前項の会派の名称及び委員4人の割り当ては、次のとおりとする。

会派名	員数
大阪維新の会大阪府議会議員団 大阪維新の会大阪市議員団	1人
自由民主党・無所属大阪府議会議員団 自由民主党・市民クラブ大阪市議員団	1人
公明党大阪府議会議員団 公明党大阪市議員団	1人
日本共産党大阪市議員団	1人

## （招集）

第4条 会長は、必要と認めるときは、代表者会議を招集する。

2 過半数の委員から代表者会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

## （議事の運営）

第5条 会長は、代表者会議の議事の運営を行う。

- 2 代表者会議は、原則として非公開とする。
- 3 会長は、代表者会議の議事録を作成するものとする。

## （議事の決定）

第6条 代表者会議の議事は、委員の意見を踏まえ、会長が決する。

## （委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、代表者会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成29年 月 日から施行する。